

第三セクター等経営健全化方針

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 令和 7 年 3 月 17 日

作成担当部署 兵庫県農林水産部林務課

2 第三セクター等の概要

法 人 名 公益社団法人ひょうご農林機構

代 表 者 名 寺尾 俊弘

所 在 地 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 18 号

設立年月日 昭和 37 年 3 月 31 日

資 本 金 399,025 千円【兵庫県の出資額(出資割合) 5,000 千円(0.9%)】

業 務 内 容

(1) 農業関連

- ① 農村地域づくりの支援に関する事業
- ② 農業の担い手の育成に関する事業
- ③ 農地の有効活用の推進に関する事業
- ④ 第 2 号、第 3 号に掲げる事業のほか、法令の規定により県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務
- ⑤ 楽農生活の推進に関する事業

(2) 林業・緑化関連

- ① 分収林特別措置法の規定に基づく分収造林に関する事業
- ② 県営分収育林に関する事業
- ③ 森林の公益機能の維持・増進に関する事業
- ④ 森づくりの普及啓発に関する事業
- ⑤ 造林の受託に関する事業
- ⑥ 環境緑化に関する事業
- ⑦ 兵庫県が設置する公の施設の管理運営
- ⑧ 先端技術を用いた施設園芸に関する事業

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

(1) 設立趣旨

(公社) ひょうご農林機構(以下、「農林機構」という。)は、昭和 37 年設立の(社)兵庫県造林公社を母体とし、(財)ひょうご農村活性化公社(平成 15 年)や(一社)兵庫県農業会議(令和 3 年)との統合・名称変更を経て、県の農林業施策に係る実行機関としての役割を担っている。

農林機構では、農村地域づくり支援、農業の担い手育成、農地有効活用の推進、農業委員会に対する支援、「楽農生活」の実現、森林の整備、緑地保全及び人と森林とのふれあいの促進に関する事業を行っており、農林業の振興、農山村地域の発展、森林の有する多面的機能の保全、環境緑化の創造及び自然と人との共生を図り、調和ある県土の発展と県民の福祉の向上に寄与している。

(2) 経営状況等

農林機構が昭和 37 年の造林公社設立当時から実施している分収造林事業については、農林機構が土地所有者と分収契約を締結し、借入金により植栽や保育等の管理を行い、約 50 年後の主伐（収穫）時の収益を農林機構と土地所有者で分収し、分収された当該収益で借入金を償還する仕組みで、奥地等条件不利地での造林を行ってきた。

これまで農林機構では、約 2 万 ha の分収造林事業地において土砂流出防止等の公益的機能が適切に発揮されるよう、スギ、ヒノキ等の植栽及び管理を通して適正な森林管理に努めてきた（事業地では、大規模な風倒木被害や下流に被害を及ぼす山腹崩壊等は確認されていない。）。

しかしながら平成 20 年度には、木材価格の低迷等に伴い、全ての分収造林契約が終了する令和 60 年度において、約 670 億円の収支不足が発生する見込みとなることが明らかになったことから、将来負担の軽減に向け、抜本的な見直しが必要とされた。

このため、県では、平成 20 年度から 30 年度にかけて行財政構造改革に取り組む中で、同事業について長期的収支見通しを立て、機構の人員や事務経費の削減、利子補給の拡充等数度にわたり収支不足解消に向けた対策を講じてきた。また、農林機構においても、収支予測により黒字と判断された森林の一部で主伐再造林を行い借入金の繰上償還を進めているほか、事業の 2 か年施工、木材の有利販売等による収入確保対策を進めながらの利用間伐等に取り組んできた。

また、農林機構では、これらの収支不足解消に向けた取組の一環として、借入金を繰上償還し、将来利息の削減を進めるため、令和 2 年度から分収造林事業でのマツの植栽地などで、松くい虫等の被害により枯損木が生じている自然林を、将来収益が見込めない施業除地と定め、土地所有者と協定締結を進めてきたが、令和 5 年度末で対象森林（2 千 ha）の協定締結がすべて完了し、当該森林は資産価値がないものとして森林資産の減損処理をした結果、令和 5 年度決算で 2,606 百万円の債務超過が生じた。

また、令和 3 年度包括外部監査において、分収造林事業は実質的に破綻かつ債務超過状態であるなどの指摘を受けたことを踏まえ、令和 4 年度～令

和6年度で外部有識者による「分収造林事業のあり方検討委員会」を設置し、当該事業の長期収支や県財政負担への影響分析等を行った結果、現行スキームでの事業継続は実質不可能との指摘を受けている。

なお、毎年度、県監査委員による定期監査で農林機構の経営状況について説明するとともに、民間監査法人による監査、指導を受け、令和5年度決算含め現状では概ね適正と認められている。

4 経営健全化の取組に係る検討

農林機構はこれまで県の農林業施策に係る実行機関として、2(2)に掲げる林業・緑化関連事業全体の総合調整（調査・設計・管理業務等のコーディネート）を担い、業者への発注から完了まで、その指揮・監督下で、県に代わって当該事業を円滑かつ適正に実行することで、適正な森林整備による公益的機能の高度発揮等に大きく寄与しているため、県としては、当該事業は原則継続させる必要があると考える。

一方、当該事業のうち、このたびの経営状況悪化の要因である分収造林事業及びそれと同様の事業スキームである分収育林事業（以下、「分収林事業」という。）については、現行スキームでの事業継続は実質不可能との指摘を受けたことを踏まえ、県としては、事業を収束せざるを得ないと考えている。

また、分収林事業の収束にあたっては、債務超過の状態を解消するため、債務整理が必要であると認識している。

なお、分収林事業地の公益的機能の維持・向上の重要性を考慮し、今後は、分収林事業を国が推進する森林経営計画制度及び森林経営管理制度の2軸による森林管理（新たな森林管理スキーム）に移行する。

5 経営健全化のための具体的な対応

(1) 農林機構による経営健全化のための具体的な取組

引き続き人員の適正配置や事務経費の削減等の経費削減に取り組むほか、既存事業の事務効率化を図る。また、市町等から森林整備関係事業をより一層受託するなど、自主財源の確保に努める。

(2) 県による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応

農林機構の債務整理を進めるため、特定調停を通じて、日本政策金融公庫から県による直接貸付に切り替えた上で、債権放棄を実施する。

また、農林機構に対し経営健全化に向けた取組の着実な実施を求めるとともに、分収林事業に代わる新たな森林管理スキームへの移行を通じて、農林機構の経営健全化を支援する。

(3) 財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール（予定）

令和 7 年度中を目途に債務整理を実施する。

また、令和 8 年度以降、農林機構は、県が進める新たな森林管理スキームに係る業務を担うほか、各市町における森林整備についても受託することで、経営の安定化を図る。

6 法人の財務状況（参考）

（単位：百万円）

貸借対照表から	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	資産総額	77,277	77,315	72,115
	（うち現預金・有価証券）	2,214	2,972	3,297
	（うち未収金）	1,143	987	911
	（うち棚卸財産）	57	113	120
	負債総額	75,209	74,820	74,721
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	2,347	2,347	46,947
	純資産額	2,068	2,496	△2,607

（単位：百万円）

損益計算書から	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	経常収益	3,472	3,555	3,219
	経常費用	3,517	3,613	3,268
	評価損益等	98	121	114
	経常利益	53	63	65
	経常外収益	0	1	0
	経常外費用	0	0	5,036
	当期純利益	53	64	△4,971